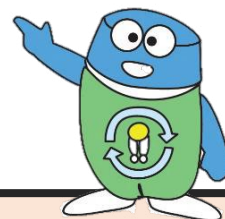


令和3年 10月1日以降の事業所から  
排出されるごみの適正な処理について



# 事業系ごみ適正処理ハンドブック

守山市では、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、市民、事業者、行政が一丸となってごみの減量を推進しています。令和3年10月1日から稼働する新環境センターにおいては、廃棄物処理法に基づき、事業活動に伴って排出される廃プラスチック類等の産業廃棄物、缶やびん等の資源物の受入規制の強化等を図り、より一層ごみの適正処理を推進していきます。

つきましては、事業所から排出されるごみの適正な処理方法をハンドブックにまとめましたので、ごみの減量化にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## ＝目次＝

- 1 環境センターの更新・・・P 1
- 2 守山市のごみの現状と課題・・・P 1
- 3 事業者の責務・・・P 1
- 4 廃棄物の種類・・・P 2
- 5 事業系ごみ処理の流れ・・・P 2
- 6 事業系ごみの分別表・・・P 3
- 7 分別方法等を指導するため、展開検査を実施します・・・P 3
- 8 産業廃棄物の21分類表・・・P 4
- 9 事業系一般廃棄物の処理方法・・・P 5
- 10 事業系一般廃棄物の搬入手数料・・・P 6
- 11 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者一覧・・・P 6
- 12 多量排出事業者の減量計画書、マニフェスト伝票の提出について・・・P 7
- 13 産業廃棄物の処分方法・・・P 8
- 14 3Rの推進（Reduce 発生抑制・Reuse 再利用・Recycle 再資源）・・・P 9、10、11
- 15 Q & A

## 1 環境センターの更新

現環境センターは35年を超えてごみを安定的に処理してきましたが、施設の老朽化が非常に著しく、今後も適正にごみを処理していくためには早期に環境センターを新しく整備する必要性がありました。そのため、周辺環境に十分配慮するなか、環境センターを更新します。

新環境センターでは安全に長期間、運営するために廃棄物の減量化、適正処理を図ります。

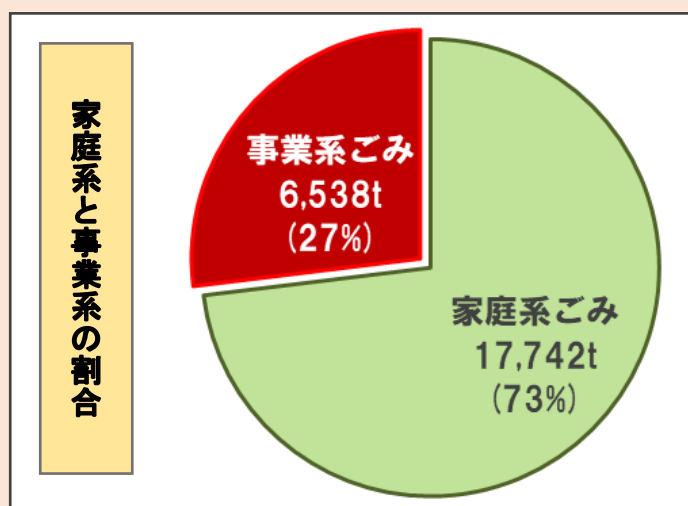


## 2 守山市のごみの現状と課題

令和元年度における本市の一般廃棄物の排出量は、約24,280tとなりました。

その内事業系一般廃棄物は6,538tで、全体の約3割も占めている状況です。

守山市全体の一般廃棄物の排出量を減少するために、家庭系廃棄物とともに事業系一般廃棄物の減量化も重要となります。



## 3 事業者の責務

事業者には、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責務があります。

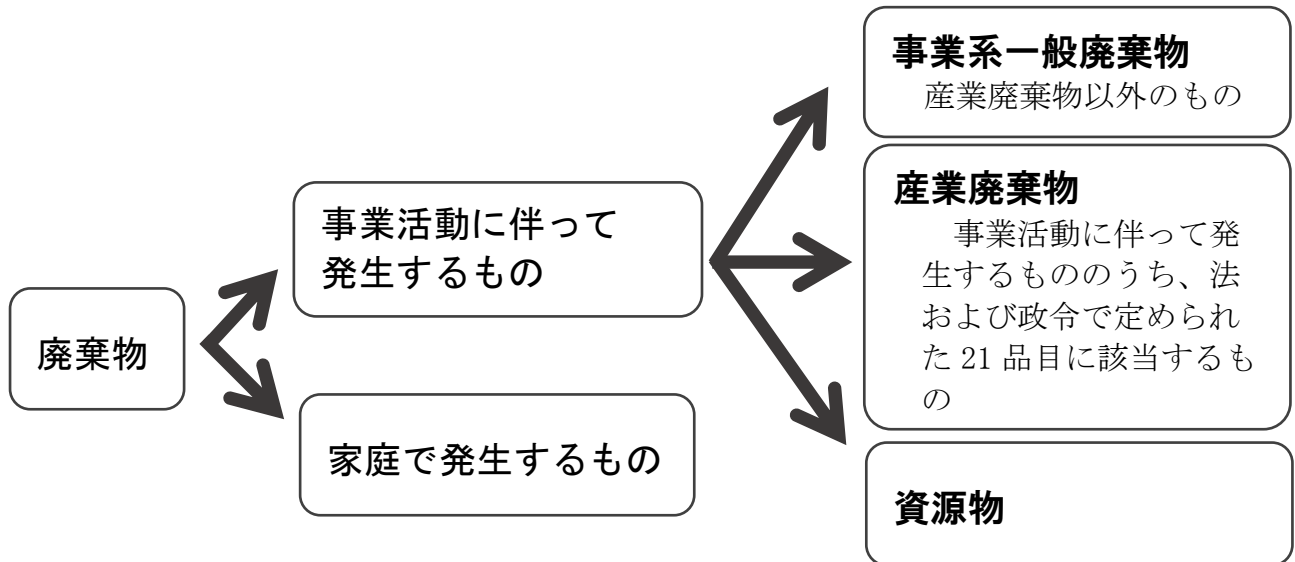
### ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第3条第1項 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

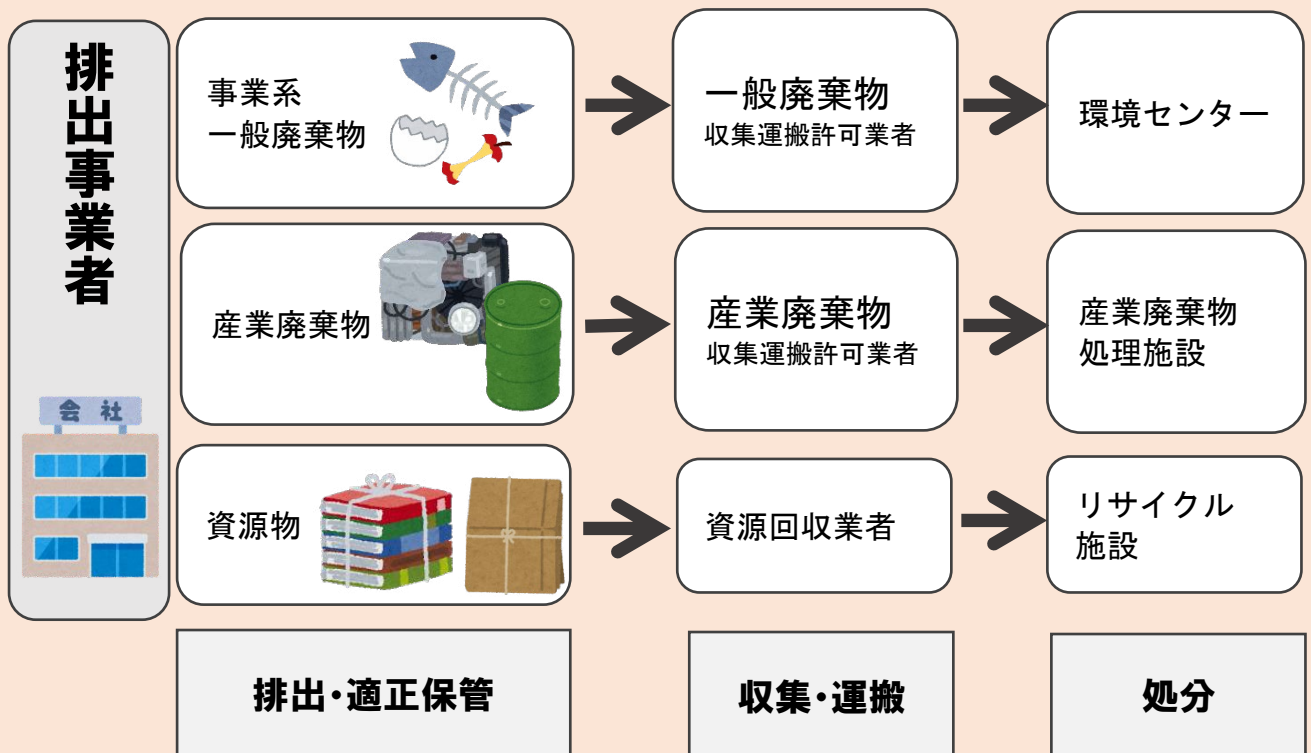
第3条第2項 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。(一部要約)

## 4 廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)と定義しています。事業活動に伴って発生するごみは、事業系一般廃棄物、産業廃棄物、資源物に分類され、守山市ではこの内、市内から発生する事業系一般廃棄物を処理しています。



## 5 事業系ごみ処理の流れ



## 6 事業系ごみの分別表

事業系一般廃棄物として環境センターで処理するごみ、産業廃棄物として処理をお願いするごみ、および資源化の処理をお願いする資源物について適正に分別してください。

### 事業系一般廃棄物

厨芥類	食品の売れ残り、食べ残し物等
紙くず	ちり紙、紙コップ等
木くず※1	割り箸、蒲鉾板、木箱、木製家具等
枝木	せん定枝（造園業者等がせん定したものは除く）等
草花	花、茎、つる、雑草（造園業者等が刈り取ったものは除く）等

※1 業種によっては、産業廃棄物になります。

### 産業廃棄物

廃プラスチック類	PPバンド、発泡スチロール、梱包資材、弁当の容器類、食品トレー、事務用品、ビニール袋等
ゴムくず	ゴム製品、ゴム製のチューブ・ホース、天然ゴムくず等
金属くず	一斗缶、刃物類、鉄製の机・ロッカー・椅子、スクラップ、ブリキくず、金具類等
ガラスくず、陶磁器くず	ガラス製品、陶磁器類、鏡類等
その他混合廃棄物	蛍光灯、電池類

○ 事業所から廃棄されるテレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法の適用を受けますので、適切に処理してください。

### 資源物

古紙	新聞、ダンボール、シュレツダー紙、雑誌雑がみ等
古布	被服、布切れ、タオル等
缶	アルミ缶、スチール缶等
びん	飲食料用、化粧品等のびん
ペットボトル	飲食料用等のペットボトル（※PET マークがあるもの）

○ 資源物は、事業所が自らの責任において処分するのが原則です。

## 7 適正に分別されているかを確認するため、展開検査を実施しています

市内の事業所から排出される事業系一般廃棄物の検査を不定期で実施しています。職員が事業系一般廃棄物の搬入状況等を点検し、産業廃棄物などの不適切なごみが混入していた場合は、分別の徹底について指導を行っています。

産業廃棄物を事業系一般廃棄物として処理することは違法行為に当たるため、事業系一般廃棄物の中に産業廃棄物が混入しないように分別を徹底してください。

○ 展開検査で確認した不適切な分別の例



PPバンド（産廃物）

古紙（資源物）

## 8 産業廃棄物の 21 分類表

1	燃え殻	石炭がら、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭等	
2	汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建設系汚泥、洗車場汚泥、製造工程から出る泥状の物等	
3	廃油	鉱物性油、動食物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着廃液、各種の有機廃酸類等全ての酸性廃液	
5	廃アルカリ	写真現像廃液、廃アンモニア液、自動車の不凍液等全てのアルカリ性廃液	
6	廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成皮革くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等	
7	ゴムくず	天然ゴムくず	
8	金属くず	あきカン、鉄くず、ブリキくず、非鉄金属くず等	
9	ガラスくず、 コンクリートくず、 及び陶磁器くず	ガラス類、レンガ製品くず、セメントくず、コンクリートくず、レンガくず、廃石膏ボード、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等、11は除く	
10	鉱さい	高炉、転炉、電気炉等の残さ、鋳物の型に使われた砂、不良鉱石等	
11	がれき類	工作物の新築、改装又は除去に伴って生じるコンクリートの破片、モルタル片、アスファルトコンクリート片等	
12	ばいじん	焼却施設等の集じん施設で集められたもの	
業種限定のある産業廃棄物	13	紙くず	紙加工品製造業、製紙業、印刷出版業、新聞業、製本業、建設業（工作物の新築、改装又は除去により生じたもの）から排出されたもの
	14	木くず	木材・木製品製造業、パルプ製造業、物品賃貸業、建設業（工作物の新築、改装又は除去により生じたもの）、貨物の流通に使用した木製パレット（全業種）から排出されたもの
	15	繊維くず	繊維工業（天然繊維：羊毛・麻・木綿・絹・レーヨン）、建設業（工作物の新築、改装又は除去により生じたもの）から出る繊維くず
	16	動植物性残さ	食料品・医療品・香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場から出る不可食部分等の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
20	政令第 13 号廃棄物	上記 1～19 に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの（コンクリート固形化物等）	
21	輸入された廃棄物	上記 1～20、船舶・航空機の乗組員等の生活ごみ及び入国者が携帯した生活ごみを除く輸入された廃棄物	



## 9 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物の収集運搬は一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、排出者が自ら環境センターに搬入するかいずれかです。収集運搬許可がない業者による搬入は認められません。環境センターへの搬入時には透明または半透明の市販袋に入れて排出してください。

### ● 一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託する方法

【一般廃棄物収集運搬許可業者との契約の流れ】

① 廃棄物の種類と量の把握



② 一般廃棄物収集運搬許可業者を選ぶ。



③ 収集の頻度、方法、料金などについて、一般廃棄物収集運搬許可業者と相談して決める。

④ 一般廃棄物収集運搬許可業者と委託契約を締結



⑤ 委託契約に伴って、一般廃棄物収集運搬許可業者が廃棄物の収集を行う。

### ● 排出事業者が自ら搬入する方法

【環境センターへの自己搬入の流れ】

環境センターへ排出者が自ら搬入される場合は、原則、10日前までに市役所またはごみ減量推進課(令和3年4月以降は交流拠点施設内)にて搬入許可申請手続きが必要です。事業系一般廃棄物の搬入申請に押印いただく印鑑は、事業所の印または事業所の責任者の印など、事業所の責任が明確になるものを押印してください。

**搬入時間** 午前8時30分から正午まで、午後1時から午後4時まで  
※時間厳守

**搬入できない日** 土曜日、日曜日、年末年始(その他施設の都合により、受入できない場合があります)

※上記の搬入申請方法は令和3年度以降に変更する可能性があります。変更する場合は事前に広報やホームページ等で周知しますのでご了承ください。

## 10 事業系一般廃棄物の搬入手数料

事業系一般廃棄物の搬入手数料は下記のとおりとなります。

現行区分	処理手数料	10月以降の取り扱い	
		新区分	処理手数料
事業系焼却ごみ	210円/10kg	事業系一般廃棄物	210円/10kg
事業系破碎ごみ	200円/10kg		

## 11 事業系一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

事業系一般廃棄物の収集運搬を委託する場合、以下の業者と委託契約を結んでください。

令和3年4月1日現在

許可業者名	主な事業所所在地	電話番号
守山環整株式会社	守山市洲本町 1215 番地	077(585) 1043
株式会社奥村興業	野洲市小篠原 717 番地の 1	077(588) 0015
株式会社木下カンセー	大津市大萱 1-17-14	077(543) 2663
滋賀県資源リサイクリング事業協同組合	守山市勝部一丁目 19 番 17 号 601	077(583) 8520
有限会社伊藤商店	大津市萱野浦 20 番 11 号	077(543) 7172
株式会社日吉	近江八幡市北之庄町 908 番地	0748(32) 5111
近畿環境保全株式会社	草津市青地町字六反田 196 番地	077(564) 1502
株式会社原サービス	草津市木川町 912-2	077(565) 8913
株式会社杉本商事	彦根市南川瀬町 771 番地	0749(28) 9206
安田産業株式会社	京都市伏見区南寝小屋町 91 番地	075(604) 5353
有限会社秦商店	守山市木浜町 153 番地 3	077(585) 3524
日本ウエスト株式会社	京都市伏見区横大路千両松町 9 番地 1	075(604) 1655
株式会社丸池	野洲市大篠原 3450 番地 1	077(587) 6516
株式会社平成リサイクルセンター	湖南市岩根 678 番地	0748(75) 0201
太陽清掃社	大津市桜野町二丁目 10 番 7 号	077(525) 4338
ホームケルン株式会社	宇治市伊勢田町名木三丁目 1 番地 57	0774(44) 1400
有限会社諸原商店	大津市坂本本町 4475 番 51 号	077(579) 1175

## 12 多量排出事業者の減量計画書、マニフェスト伝票の提出について

計画的にごみの減量化に向けた取組みが実施できるよう、守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例に基づき、年間の事業系一般廃棄物の排出量が20tを超える事業所は減量計画書を提出してください。また、年間30tを超えた場合には、減量計画書とあわせてマニフェスト伝票も提出してください。

### ○ 事業系一般廃棄物減量計画書

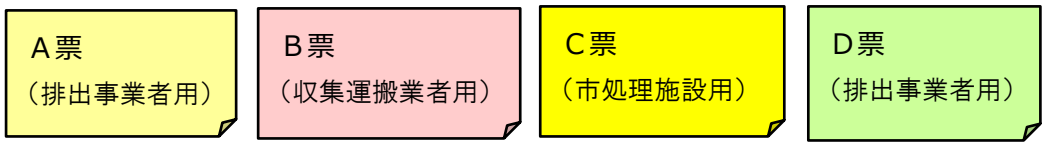
事業活動から排出される廃棄物の種類、量、処理方法などについて現在の状況と前年度の実績の比較を行い、次年度以降の計画予測を立ててください。また、守山市では対象事業所を訪問し、減量計画書を基に今後の減量に向けたヒアリングを実施しています。



### ○ マニフェスト伝票

年間30トン以上の事業系一般廃棄物を排出される事業所は、廃棄物の量およびその流れを自ら把握することや、減量意識の向上、分別の徹底、不法投棄等の不適正処理の防止を図るため、減量計画書に加えてマニフェスト伝票を提出してください。

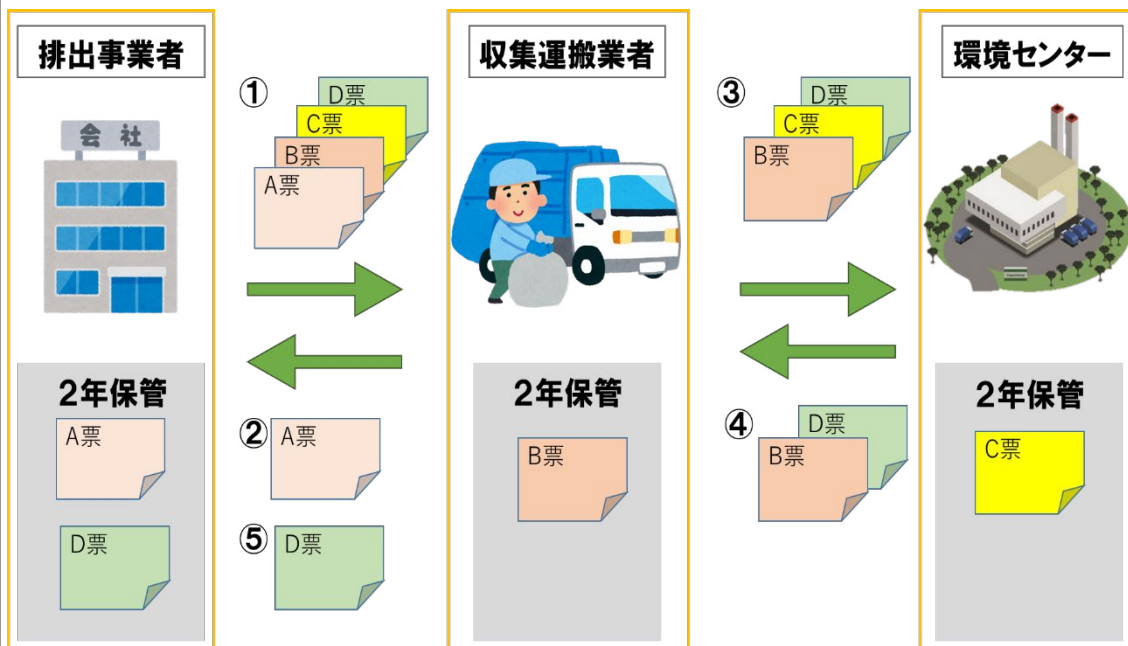
マニフェスト伝票は、4枚を1綴りとしています。



### 伝票処理の流れ(①～⑤)



※同じ内容を記載します。



※マニフェスト伝票に関して、詳しくはごみ減量推進課に確認してください。



## 13 産業廃棄物の処分方法

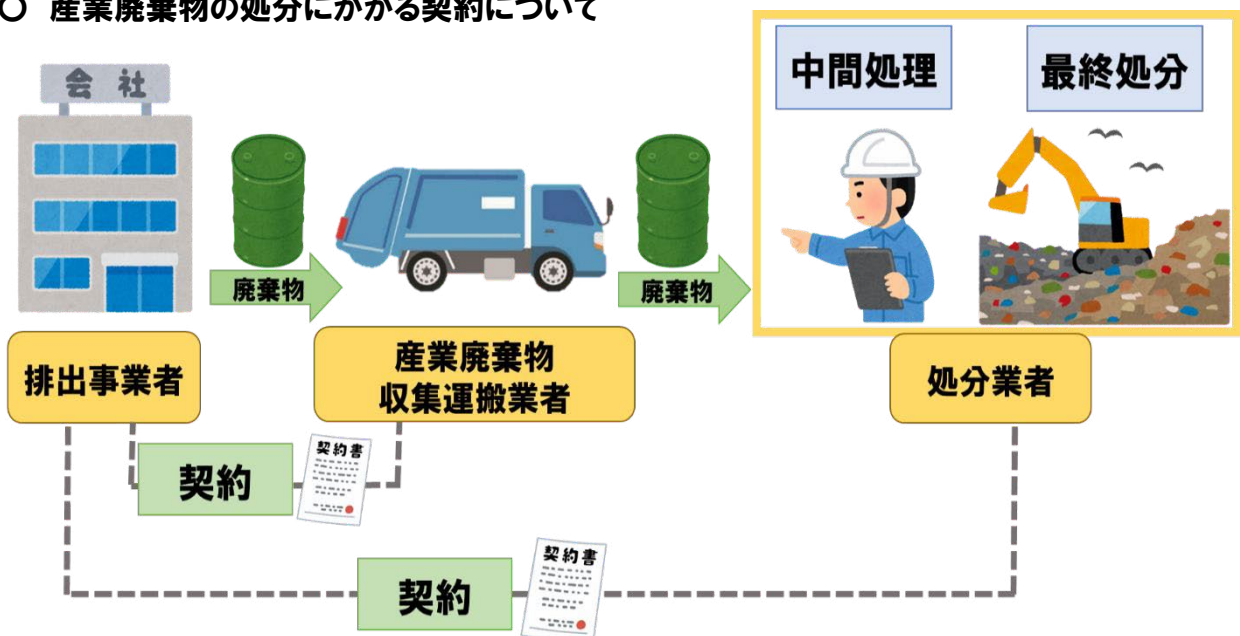
産業廃棄物は、環境センターでは処分できませんので、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。産業廃棄物の処分方法については、滋賀県産業資源循環協会（077-521-2550）にご相談ください。

### ○ 産業廃棄物収集運搬許可業者(市内収集運搬業者)

事業者名	主な事業所所在地	電話番号
株式会社嶋田産業	守山市笠原町 46 番地 1	077(514) 2070
株式会社堀井商店	守山市守山二丁目 1 番 30 号	077(582) 2054
守山環整株式会社	守山市洲本町 1215 番地	077(585) 1043
有限会社秦商店	守山市木浜町 153 番地の 3	077(585) 5629

※上記以外にも収集運搬事業者があります。詳しくは滋賀県ホームページをご確認ください。

### ○ 産業廃棄物の処分にかかる契約について



※1 契約は、排出事業者と収集運搬業者、および排出事業者と処分業者というように、直接に2者間で行います。(2者契約の原則)

※2 産業廃棄物の処理は、産業廃棄物管理票により、排出事業者が処理状況を管理する必要があります。また産業廃棄物管理票は法令により5年間の保管が義務付けられています。産業廃棄物管理票は、滋賀県産業資源循環協会から購入できます。

### ○ 産業廃棄物を適正に分別してください

産業廃棄物に該当する廃プラスチック類等に紙くずや木くず等が混入していた場合、産業廃棄物の処理施設にて引き受けられない場合があります。

事業所から排出されるごみは事業系一般廃棄物・産業廃棄物・資源物と適正に分別してください。

紙ごみ等が混入した廃プラスチック類



## 14 3Rの推進(Reduce 発生抑制・Reuse 再利用・Recycle 再資源)

Reduce(発生抑制)・Reuse(再利用)・Recycle(再資源)の3つのRの頭文字をとった3Rを推進します。

### 古紙

#### リデュース(発生抑制)

- コピー用紙の使用量抑制に取り組む。
- お茶やコーヒーなどは湯飲みやコップを利用して、使い捨て容器(紙コップなど)の使用量を減らす。

#### ペーパーレス化



#### コピー用紙裏面活用



#### 回覧等を活用



#### コップを利用



#### リユース(再利用)

- ミスコピー紙や片面コピーを行ったのち不要となったコピー用紙は、メモ用紙などに再利用する。
- 使用済みの封筒、ファイル、フォルダーなどは、内部連絡などに再利用する。



#### リサイクル(再生利用)

- 紙類は、新聞、雑誌(OA用紙、包装紙、封筒等含む)、ダンボール等に分別し、できるだけ資源化に努める。
- 機密文書は、シュレッダー等で裁断の上、再利用する専門業者に相談する。
- 再生紙を活用したOA用紙、印刷物を購入する。



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用



#### ○ 古紙のリサイクル方法

契約されている事業系一般廃棄物収集運搬許可業者等に古紙の回収が可能かどうかを相談してください。また、守山市では下記の業者が古紙を回収されています。

事業者名	主な事業所所在地	電話番号
滋賀県資源リサイクルリング事業協同組合	守山市勝部一丁目19番17号601	077(583)8520
守山環整株式会社	守山市洲本町1215番地	077(585)1043
有限会社秦商店	守山市木浜町153番地の3	077(585)5629

## 14 3Rの推進(Reduce 発生抑制・Reuse 再利用・Recycle 再資源)

### 生ごみ

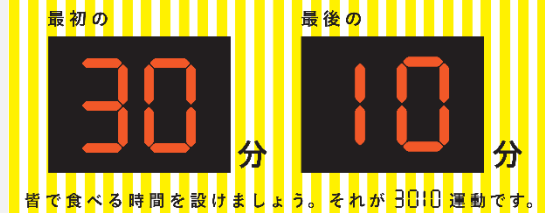
#### リデュース(発生抑制)

- 水切りや生ごみ処理器で乾燥させることにより、生ごみの量を減らす。
- 3010 運動を推進する。(食事会等の開始後 30 分と終了前 10 分は自席で食事をとる。)

生ごみの水切り



3010 (さんまる  
いちまる) 運動



#### リサイクル(再生利用)

- 生ごみ処理器や登録再生事業者を通じて、飼料化・肥料化する。  
食品廃棄物の発生を抑制するとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用を促進するため、農林水産省が登録した食品廃棄物の飼料・堆肥化を行う再生事業者へ相談してください。



#### ● 県内の登録再生事業者

事業者名	主な事業所所在地	電話番号
株式会社水口テクノス	甲賀市水口町松尾 362-28	0748 (62) 1959
株式会社日野ドリーム ファーム	蒲生郡日野町西大路 2658 番地 1	0748 (53) 8981

※ 県外の登録業者に搬入することも可能です。

※ 市内事業所からの食品廃棄物の収集運搬は、守山市の一般廃棄物収集運搬許可業者のみが行えます。

### 古布・缶・びん・ペットボトル

#### ○ 古布・缶・びん・ペットボトルのリサイクル方法

契約されている事業系一般廃棄物収集運搬許可業者等に資源物の回収が可能かどうかを相談してください。また、守山市では下記の業者が資源物を回収されています。

事業者名	主な事業所所在地	電話番号
滋賀県資源リサイクリング事業協同組合	守山市勝部一丁目 19 番 17 号 601	077 (583) 8520
守山環整株式会社	守山市洲本町 1215 番地	077 (585) 1043
有限会社秦商店	守山市木浜町 153 番地の 3	077 (585) 5629

## 14 3Rの推進(Reduce 発生抑制・Reuse 再利用・Recycle 再資源)

### 家電リサイクル品

事業所から排出された家電4品目でも家庭用のものであれば、家電リサイクル法の対象となりますので、下記のとおり適切に処理を行ってください。

#### リサイクル対象4品目

##### ○ 家庭用

- ・ テレビ
- ・ エアコン
- ・ 冷蔵庫、冷凍庫
- ・ 洗濯機、衣類乾燥機

#### 家電リサイクル品の排出方法

- ①購入した小売店もしくは買い替えた小売店に依頼
- ②郵便局で家電リサイクル料金を納付し、指定引取場所まで排出事業者が運搬
- ③郵便局で家電リサイクル料金を納付し、指定引取場所までの運搬を産業廃棄物処理業者へ依頼



#### 注意事項

- ・ 事業所から出た家電は市の収集運搬を利用できませんので、産業廃棄物業者に依頼してください。
- ・ 業務用の家電は、リサイクル対象外です。産業廃棄物として処理してください。

## 15 Q&A

### Q1 事業活動に伴うとは、どのようなことですか。

事業活動に伴うとは、業種の種類や営利目的の有無、規模の大小、法人か個人かを問うものではありません。したがって、商店、飲食店、オフィス、工場等商工業活動に限らず、農業者、病院、学校、官公庁等の廃棄物も事業系ごみと位置付けられます。

### Q2 事業系一般廃棄物を地域の集積所に出しても良いですか。

地域の集積所は、家庭から排出された一般廃棄物・資源物の収集運搬を行うためのものなので、事業系一般廃棄物の排出はできません。

事業系一般廃棄物は、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、少量の場合は事業者が直接、環境センターに持ち込むようにしてください。

なお、資源物（古紙、缶、ビン、ペットボトル）については、排出量が少量で自治会が承諾した場合は、集積所に排出することができます。

令和3年4月発行

発行 守山市環境生活部ごみ減量推進課

〒524-0216 守山市環境学習都市宣言記念公園1番地1

電話 (077) 584-4692